様式第５号

指 名 停 止 措 置 の 概 要

１　指名停止措置業者

(1)　商号又は名称　　蜂谷工業 株式会社

(2)　代表者氏名　　取締役社長　蜂谷　泰祐

(3)　住所　　岡山県岡山市北区鹿田町一丁目３番１６号

２　指名停止措置期間

令和 ６ 年 １ 月 １７ 日 ～ 令和 ６ 年 ２ 月 １６ 日
（１か月）

３　事案の概要

蜂谷工業 株式会社は、建設業法第１５条第２号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所専任技術者として配置するなどして、令和５年１１月２８日に中国地方整備局から建設業法第２８条第１項の規定に基づく指示処分、並びに同法第２８条第３項の規定に基づく営業停止処分を受けた。

４　指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第２　１６（建設業法違反行為）に該当する。

＜指名停止等措置要領別表第２　１６＞

措 置 条 件	期　　間
16　上記以外の建設工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から １か月以上９か月以内